

学長の任期及び選考方法等の見直しについて

国立大学法人愛知教育大学
学 長 選 考 ・ 監 察 会 議

国立大学法人は、そのミッションを実現し、社会の要請に応えていくため、法人の長である学長のリーダーシップによる、迅速・的確な意思決定を可能とする経営体制の下で、不断に教育・研究・社会貢献機能を強化し、国立大学法人としての責務を果たすことが強く求められている。

急速な少子化が進行する中で、学修者本位の教育を進展させる一方で、運営費交付金の削減、光熱費・人件費等の高騰、入学志願者の減少、国際化への対応、デジタルトランスフォーメーションの進展への対応等により、国立大学法人を取り巻く環境は厳しさを増し、長期的で幅広い視点に立った法人経営が一層重要になっている。

国立大学法人愛知教育大学選考・監察会議（以下「本会議」という。）では、本学の持続可能な経営・運営体制の構築のための学長任期及び選考方法の在り方について、現状を検証しつつ、慎重に議論を重ねてきた。その結果、本学の現行規程（「6年を超えて在任することができない」という制約）を改正して、学内外の、より多くの候補者の中から、経営に必要な能力、教学面での先見性や国際性、戦略性等を有した最も適した候補者を選出できるよう、候補者となり得る者の選考範囲を拡げることが望ましいとの意見が多く占めた。

以上の観点から、本会議では、学長在任期間に一定の幅を持たせる等、より多くの候補者の中から学長候補者を選考できる制度について、論点整理及び複数の改正案の例（別添1及び別添2）を提示して、広く本学の構成員から意見を聴取するパブリックコメント（以下「パブリックコメント」という。）を実施することとした。今後、パブリックコメントの結果を参考にして、更なる検討を重ね、結論を得る予定である。

その後、所要の規程改正等を経て、令和7年度中に予定される学長選考から適用することとしたい。

そのため、従前、本学における学長選考においては、候補者について、構成員の意向を聴取した上で、本会議において慎重に審議し、学長を選出してきたことに鑑み、今後も、構成員の意向を聴取することが重要であると考え、学長の任期等に係る諸規程の改正の方向性についても、広く周知し、可能な範囲で意見等を聴取し、今後の諸規程の改正及び選考の参考としたい。

なお、学長の任期及び選考方法等の見直しに関して懸念される事項について、本会議として、次のような考え方を整理した。

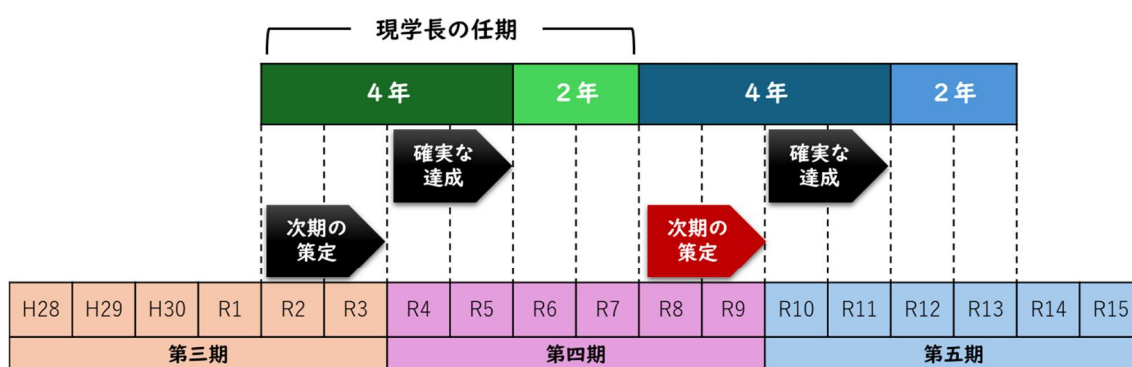
○ 中期目標・中期計画との関係

国立大学法人は、国立大学法人法により、現在、第四期（令和4～令和9年度）の中期目標・中期計画を実施している。中期計画は、4年目及び中期目標期間の終了後に、「業務の実績に関する報告書」を提出し、評価を受けることが義務付けられ、また、中期目標・中期計画に掲げた評価指標について、自己点検・評価報告書を毎年度作成し、公表することとされている。

こうしたことから、中期目標・中期計画は、学長の交代があったとしても、中期計画の達成に向けた取組を継続することは必須である。また、国立大学法人の長である学長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内¹において、学長選考・監察会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定めることとされており、各大学の学長の任期は、中期計画の期間（6年間）や始期と一致しないことが多い。

中期目標・中期計画の期間と、学長の任期を整理すると、次のようになる。

〔中期計画・中期目標の期間・始期と学長任期（イメージ）〕



**国立大学法人を取り巻く環境が一層厳しくなり、
第5期の策定が極めて重要**

○ 学長任期の長期化について

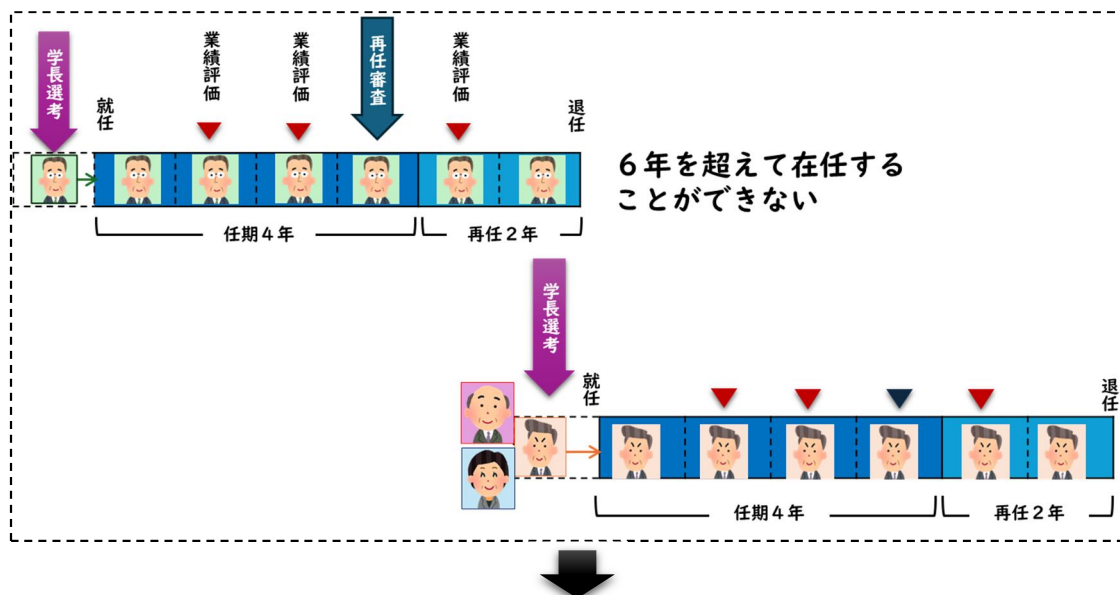
かつて、一部の国立大学において、学長任期の長期化によって、学長の職務権限の乱用や教育研究活動の停滞等が指摘されたが、その後、平成27年、学校教育法が改正され、学長選考・監察会議の任務に、学長の解任や業績評価が位置付けられたほか、令和2年、国立大学法人ガバナンス・コードが策定され、法人の長、並びに、学長選考・監察会議の責務が定義されるなど、国立大学のガバナンス改革が行われている。

本学においても、学長の選考に加え、新たに、学長の解任や業績評価に関する規程を制定、施行しており、本会議として、その権限と責任を果たしていきたい。

¹ 1期の任期が2年以上6年を超えないと解される

改正案の一例

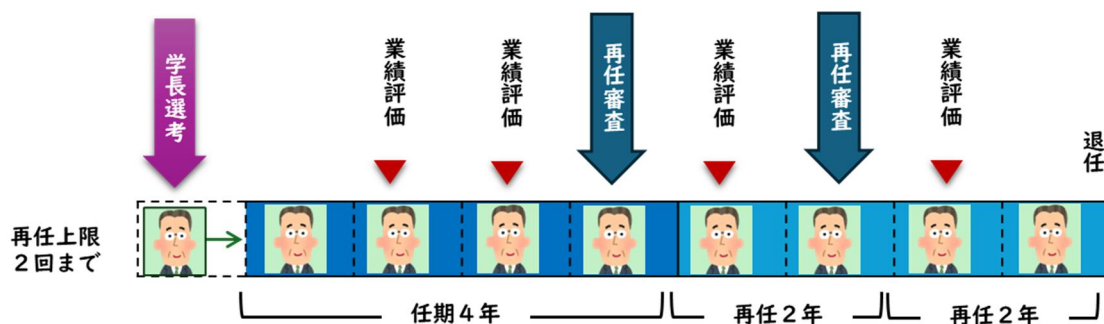
現行



Ⅰ 「再任審査」による再任の回数を増やす。

- ・再任回数を2回まで〔例Ⅰ〕

任期4年＋再任2年（1回目）＋再任2年（2回目）＝ 最大8年

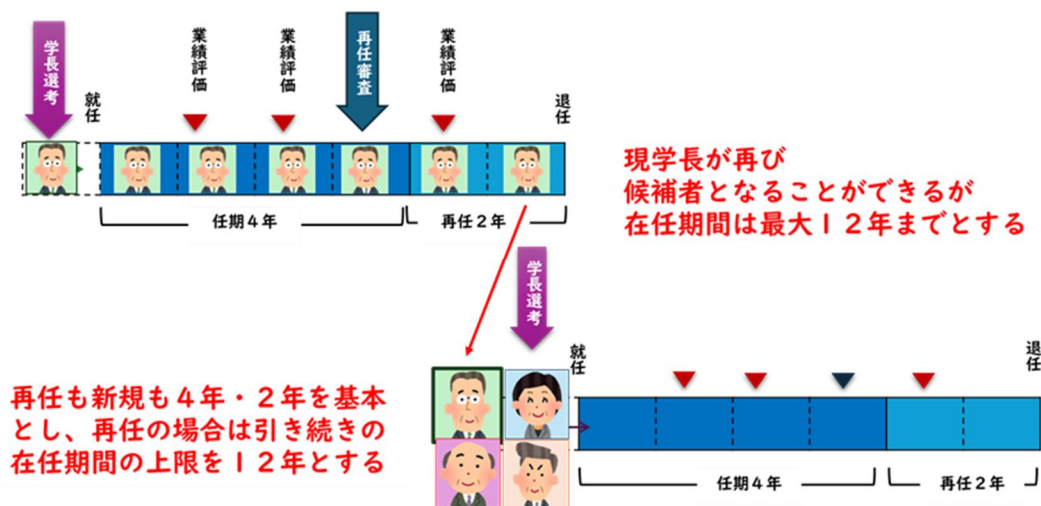


Ⅰ 「再任審査」による再任〔例Ⅰ〕

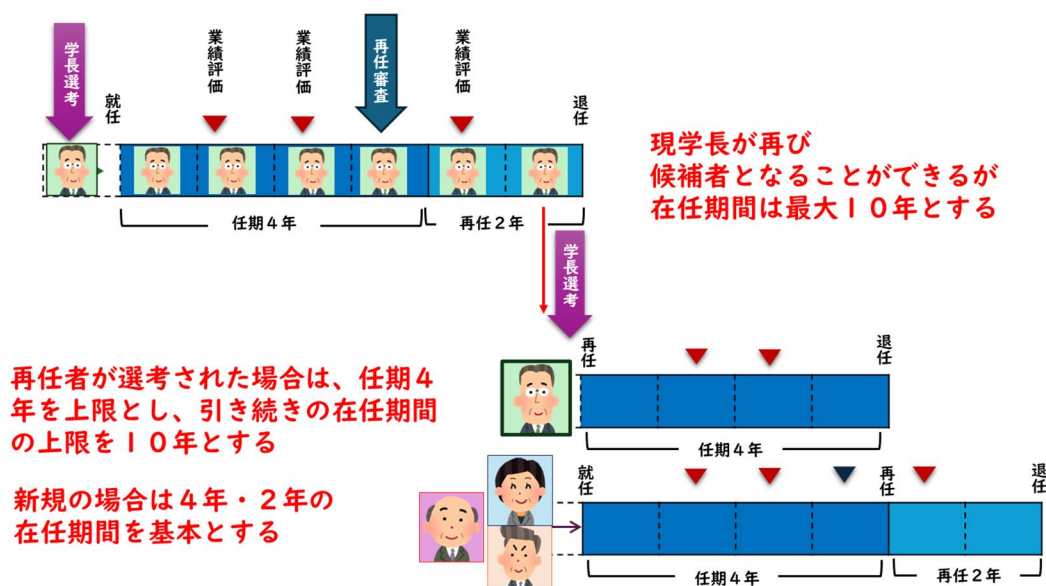
【期待される点】 ・安定した大学経営が可能 など	【懸念される点】 ・他の立候補を排する ・構成員の意向を反映できない ・再任審査が頻繁 など
【課題】 ・再任を認める「特別な事由」の明文化が困難 など	

Ⅱ 6年満了時点で、通常の学長選考（意向聴取あり）を行う。その際、現学長である者も立候補可能であることを明文化する。

（１）在任期間の上限を定める（最大１２年）〔例２〕



（２）在任期間の上限を定める（最大１０年）〔例３〕



Ⅱ 6年満了時点で学長選考、再立候補可〔例２、例３〕	
【期待される点】 ・多様な候補者から選考可能 など	【懸念される点】 ・実績を基に評価される現職が有利となる可能性 など
【課題】 ・在任期間の上限の是非 など	

	規程の整理	任期の概要	今後の検討事項
現 行 規 程	第5条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任された場合の任期は2年とし、引き続き6年を超えて在任することができない。 2 前項の規定を変更しようとするときは、学長選考・監察会議の議を経なければならない。 3 学長の職員等への復帰等に関する事項は、役員会が別に定める。	上限6年	現行のとおり
改 正 案 例 1	【2年の再任を繰り返し認めるが8年までとする】 第5条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。再任された場合の任期は2年とし、再任は1回までとする。ただし、学長選考・監察会議が特別に認める場合は、再任は2回までとし、引き続き8年を超えて在任することができない。 2 前項の規定を変更しようとするときは、学長選考・監察会議の議を経なければならない。 3 学長の職員等への復帰等に関する事項は、役員会が別に定める。	学長選考・監察会議の判断により2回目の再任を認め、<u>特別に認める場合の回数は1回のみとする。（最大8年）</u> 再任の審査等は学長選考・監察会議が行う。	特別に認める場合の方法等
改 正 案 例 2	【6年の任期後に候補者を選び直す】 第5条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任された場合の任期は2年とする。引き続き6年を超えて在任することができない。 2 6年の在任を終えた学長が引き続き選出された場合の任期は前項による。ただし、引き続き12年を超えて在任することができない。 3 第1項及び2項の規定を変更しようとするときは、学長選考・監察会議の議を経なければならない。 4 学長の職員等への復帰等に関する事項は、役員会が別に定める。	4年・2年を基本とし、引き続き在任期間が6年を超える者も、再度立候補できる。<u>ただし、在任期間は12年を上限とする。</u>	現行のとおり（4年→2年の時は学長選考監察会議が再任の審査を行い、6年の任期後は他の候補者と併せての選考となる。）
改 正 案 例 3	【6年の任期後に候補者を選び直す】 第5条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任された場合の任期は2年とする。引き続き6年を超えて在任することができない。 2 6年の在任を終えた学長が引き続き選出された場合の任期は4年とする。ただし、引き続き10年を超えて在任することができない。 3 第1項及び2項の規定を変更しようとするときは、学長選考・監察会議の議を経なければならない。 4 学長の職員等への復帰等に関する事項は、役員会が別に定める。	新規就任時は4年・2年を基本とし、現行の在任6年後、再度立候補できる。<u>ただし、在任期間は10年を上限とする。</u>	現行のとおり（4年→2年の時は学長選考監察会議が再任審査を行い、6年の任期後は他の候補者と併せての選考となる。）